

事例番号:270148

## 原因分析報告書要約版

産科医療補償制度  
原因分析委員会第二部会

### 1. 事例の概要

#### 1) 妊産婦等に関する情報

3 回経産婦

#### 2) 今回の妊娠経過

妊娠 33 週 2 日:茶色帯下少量、子宮口閉鎖

超音波断層法:子宮頸管異常なし、前置胎盤なし

リトリン塩酸塩錠処方

安静指示

#### 3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 33 週 5 日

6:00 陣痛開始

8:30 頃 健診機関へ、「生まれそう」と電話連絡

腹痛と出血あり

9:30 自宅から直接当該分娩機関へ救急搬送、入院

#### 4) 分娩経過

妊娠 33 週 5 日

9:35 ストレッチャー上で内診

子宮口ほぼ全開大、先進部の位置 Sp-1～±0cm、胎胞(+)

子宮口全開大

9:40 診察介助者より頭位確認し、人工破膜、羊水流出多量、羊水清明

先進部の位置 Sp-3cm より上方へ

先進部が頭ではないことを確認

超音波断層法:横位、高度徐脈確認、胎児心拍数約 60 拍/分、臍帯下垂

あり

内回転を試み、足位に胎位変換

児娩出スムーズでなかったため、会陰切開、子宮頸管切開実施

横8の字法とファイトスリー法実施

9:50 児娩出、全足位(小児科立会いあり)

## 5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:33週5日

(2) 出生時体重:1800g

(3) 臍帯動脈血ガス分析値:

pH 7.225、PCO<sub>2</sub> 62.4mmHg、PO<sub>2</sub> 17.1mmHg、HCO<sub>3</sub><sup>-</sup> 25.3mmol/L、BE -3.9mmol/L

(4) Apgarスコア:生後1分1点、生後5分3点

(5) 新生児蘇生:気管挿管、人工呼吸(バッグ・マスク)、胸骨圧迫

(6) 診断等:33週早産児、重症新生児仮死、呼吸不全、(出血性)ショック、新生児痙攣

(7) 頭部画像所見:

生後20日 頭部CT:「大脳・小脳に嚢胞性変化あり。仮死によるものと考え  
ます(脳軟化と考えます)。側脳室周囲に高吸収域あり。出血をみていると考えます」

広範な虚血性変化(低酸素性虚血性脳症)

## 6) 診療体制等に関する情報

### 〈健診機関〉

(1) 診療区分:診療所

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医1名

### 〈当該分娩機関〉

(1) 診療区分:病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医3名、小児科医2名

看護スタッフ:助産師5名

## 2. 脳性麻痺発症の原因

- (1) 脳性麻痺発症の原因は、胎児低酸素・酸血症である。
- (2) 胎児低酸素・酸血症の原因は、分娩経過中の臍帯圧迫による臍帯血流障害や骨盤位娩出過程での胎児循環障害などであると考えられる。
- (3) 妊娠 33 週という早産であったこと、骨盤位娩出術あるいは胸骨圧迫に伴う肝出血によると思われる出生後の出血性ショックが脳性麻痺発症に関与した可能性もある。

### 3. 臨床経過に関する医学的評価

#### 1) 妊娠経過

- (1) 妊娠 33 週 1 日までの妊娠中の管理は一般的である。
- (2) 妊娠 33 週 2 日に分娩監視装置装着によるモニタリングを施行することなくリトリン塩酸塩の処方し、安静指示のうえ帰宅としたことは選択されることの少ない対応である。

#### 2) 分娩経過

- (1) 妊娠 33 週 5 日腹痛と出血があると連絡があり、救急車で受診を勧めたことは一般的である。
- (2) 地域の搬送体制に基づき当該分娩機関へ直接搬送したことは医学的妥当性がある。
- (3) 胎児の先進部が固定しておらず、胎児心拍数が確認されていない状況で人工破膜したことは基準から逸脱している。
- (4) 骨盤位経膈分娩を実施したことは選択肢のひとつである。
- (5) 臍帯動脈血ガス分析を行ったことは一般的である。

#### 3) 新生児経過

- (1) 新生児蘇生(気管挿管、人工呼吸など)は一般的である。
- (2) NICU における新生児治療・検査は一般的である。

### 4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

#### 1) 健診機関および当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

##### (1) 健診機関

なし。

## (2) 当該分娩機関

- ア. 人工破膜をする際には、実施する直前に、胎児先進部が固定していること、臍帯下垂がないことを確認する必要がある。
- イ. 早産・重症の新生児仮死が認められた場合には、胎盤病理組織学検査を実施することが望まれる。

【解説】 分娩経過に異常を認めた場合や重症の新生児仮死が認められた場合の胎盤の病理組織学検査は、その原因の解明に寄与する可能性がある。

## 2) 健診機関および当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

### (1) 健診機関

なし。

### (2) 当該分娩機関

なし。

## 3) わが国における産科医療について検討すべき事項

### (1) 学会・職能団体に対して

なし。

### (2) 国・地方自治体に対して

なし。